

## 婦人労働と児童問題



伊東 優

### 1 はじめに

最近では農村へ行くと三ちゃん農業といって「じいちゃん、ばあちゃん、かあちゃん」が農耕をしている姿を見る。一体若い男の人はどこへ行ってしまったのだろうか。近年の都市における労働力の絶対的不足は、第1次産業に男子労働者をとどめず、第2次産業へとひっぱり込み、さらに男子労働者のみでは資本主義の独占確立のためにはたりず、女子労働者をもかり出している現状である。一方、女子も働くことが一般的になり、女性は結婚することに幸せを求め、家庭を守ることに生きがいをみい出していた古い女性観は、今日では通じなくなってきている。

第2次大戦の結果うみ出された新憲法は、男女平等をととなえ、すべて国民は法のもとに平等であるといい、各種の権利・義務を認めた。新憲法で認められた女性の人間性は、民法の全面的改正で補強されたのである。旧民法のもとでは一家には戸主があり、戸主は絶対的な権力の持主であった。妻や娘は、まったくの無権利者で、ことごとくが戸主の同意がなければ、なにも自由にできなかった。結婚して妻<嫁>となった女は、無能力者であり、遺産相続もほとんどなされなかった。さらに、結婚は本人の意思でなく、家の財産として扱われ、教育も受ける権利が制限されたりして、女性は「物」でしかなかった。

それが今日では、結婚は男女両性の合意のもとに認められ、相続は法のもとに平等となり、教育も機会均等にあたえられるようになった。さらに、労働を働く権利として認め、働く女性は旧来の奴隷的労働から解放された。そして、労働基準法のもとに深夜作業の禁止、時間外労働の制限および休日労働の禁止、危険有害業務の制限、坑内労働の禁止、産休・生理休暇、育児時間などが規定されて、女性としての労働権が守られるように、法

的には認められるようになった。

このようにして、家にとじこめられていた女性は新憲法のもとに、その存在を認められて、社会の各方面へ進出してきた。そのなかでも、労働界への進出にはめざましいものがある。しかし、こうした婦人労働者の増加は、新しい社会の誕生であるとともに、日本という特殊性のなかで多くの問題をかかえている。

以下、婦人労働の実情をみながらその問題点を、とくに児童や家庭との間におこる問題を考えてみたい。

## 2———婦人労働者の実態

日本経済の急速な発達、とくに大資本を中心とする重化学工業の発達、世界に類をみない勢いである。こうした産業界の好況は、労働人口の不足をまねき、「猫の手もかりたい」状態となっている。このため最近の労働市場は男子のみならず、女子を求める傾向にあり、その労働人口の増加は顕著なものがある。

婦人労働白書によれば、昭和41年の日本の総労働人口は4,891万人で、このうち1,949万人が女子である。

この婦人労働人口は15才以上の婦人3,831万人の50.9%にあたる。こうした婦人労働者の増加した理由について、いろいろ考えられようが、代表的なものとして次のような点が指摘されよう。第1に、女子においても就職意識がたかまり、学校を出るとそのほとんどが一度は社会の風にあたるということが一般化していること。第2に、生産技術の進歩により機械の導入等が多くなり、仕事が高度化している反面、技術革新による単純作業の分野が拡大し、軽労働化する面があらわれ、女子のもつ特殊性を生かす職場が多くなったこと。第

3に、日本経済の高度成長政策に刺激された経済の発展が労働力不足を生み、中高年婦人層をパートタイマーとして、労働市場にひき出したこと。第4に労働の中性化、職場の普遍化がなされたこと。すなわち、古い職場慣行にかわる近代的諸要素の導入で職場が改善されたこと。などがあげられる。

これらの点を見ると、今日の婦人労働の増加は、昭和30年頃からの高度経済成長政策のあおりを受けて、急速にのびた産業のために労働力不足を生じたことと、家庭の消費レベルの向上が生活費を圧迫し、その圧迫を逃れることをもともとめて家庭の主婦が労働界に進出していったことにある。

さらにこうした状況を数字をみながら分析してみよう。

### 1・すくない25才～29才の女子労働者

女子の15才以上人口にたいする労働人口の割合、すなわち労働力率は50.9%であるとのべたが、これを男子と比較すると、男子のそれは、81.7%であって、全体的には男子のレベルにはまだまだであるが、労働は男子のものという従来からの概念からすると、この数字は非常に高いものといえよう。それにこの内容が、以下年令別分析ではっきりするが、けっして若年労働者だけによるものでないところに意義があると思われる。

年令別に男女を比較してみると、男女とも15才から19才の若年層および65才以上の高令層において労働力率が低い。その他の年令階層では、男子の場合25才から54才は96%をこえ、20才から24才および55才から64才は85%前後である。これにたいして女子は、20才から24才で70%強をしめし、ついで40才から50才が61.5%、30才から39才が54.7%という順になっている。

年令別労働力率をみたとき、15才から19才というのは、高等学校へいく適応年令であり、今日のよ

うに半義務教育的高進学率をしめしているなかでは、その労働力率が低いのは当然すぎる結果で論ずるまでもないことである。また、高令者階層についても、65才以上という年齢は、日本の停年制がおおむね55才から60才にあることと、労働の限界にきている人々もふくんだものであることを考えると、若年層同様に、説明するまでもないであろう。

こうした年齢別労働力率のなかで特徴的なのは、25才から29才の女子である。男子の場合に約97%と、この年齢階層で年齢別労働力率のピークとなるのに比べて、女子は48.7%と低い。20才から24才までに70%強の就労者があったものが、25才から29才では50%以下にさがり、全体的に約30%の人がやめてしまう。とくに20才から24才という年齢層は、大学に通っている人もふくまれる人口であり、この数で除した労働力率が70%であるのにたいして、ほとんど大学を卒業している25才から29才までの層で低くなっていることは、女子労働の特徴といえよう。その理由については、いろいろと考えられるであろうが、女子労働者が、一番の悩みとしている「家庭と育児の問題」と考えてさしつかえないと思う。

日本の労働界のなかでは、家庭を持ちながら働くことは、まだまだその体制がなく、多くの若い女性は、良き伴侶をみい出すことによって職場を離れたり、また本人の意思とは無関係に会社側からやめさせられてしまうという結果があらわれている。そして、これが30才からやや回復して、40代50代でその労働力率が高くなっていることでもこのことを意味しており、やはり家庭的に安定、そ

れも経済的というよりも家事、育児の問題から解放されて、「家のなかにいることがつまらない」とか、「経済的にもう少しうるおいたい」といった気持、さらには積極的に「自分の持っている技術を生かしたい」という気持が、婦人を就職させていることとなる。

いま、女子労働において、20代の女子の離職者が多いということと、30才からの再就職が多いということのべたが、これについては、労働人口の入職率および離職率をみると、なおはっきりとしてくるであろう。

## 2・女子労働者は流動的である

昭和40年の在籍労働者にたいする女子労働者の入職率・離職率の状況は、表1にしめすとおりである。この場合にも、労働力率と同様、19才以下の学卒労働人口については、男女ともその入職率は65%弱<男子は63.2%>で、ほぼ同じ結果をしめしている。男子の傾向としては、25才から29才で13%30才をすぎると10%と、全体の10分の1程度の人だけに変動があつて、ほとんどの男子労働者は25才ごろから一定の職業を身につけて安定していることとなる。

一方女子は、20才から49才で22~23%の入職率をしめし、全婦人労働者の75%をしめるこの年齢層で5分の1以上が新しい職場へ移っている。これを離職率と合わせて考えるとはっきりしてくる。男子では入職率と同様10%前後であるのに、女子は30才以上で20%前後、20才から24才で37.5%、25才から29才で41.1%と高率である。

男子労働者は全体の10%程度の人が動いているの

表1—女子の入・離職率

区分	19才以下	20~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40~49才	50~59才	60才以上
入職率	64.6	22.4	23.6	23.8	23.0	21.1	15.0	8.9
離職率	25.3	37.5	41.1	27.0	22.9	21.3	19.6	17.8

<注>1965年の在籍労働者にたいする割合<婦人労働白書より>

にすぎないのにたいし、女子は20%以上が働き、労働に安定性がなく、流動的であるという現象が出ている。なかでも20代では離職率が高いのに、それに見合う入職率をしめさず、職場から離れていってしまっている。こうした原因について、若年男子では自分に合った適職が見いだせないままに就職時に給料がよかったとか、友達関係とかで就職したものが、こうした数字となってあらわれていると思われる。そしてその他の男子については安定している。反面、女子はたえず不安定な状態にある。この不安定性は、適職が見いだせないという理由も一部あるであろうが、それよりも、社会的、環境的要因によるものが大であろう。また、この結果として勤続年数において、男子の半分、4年にしかなっていない。こうした短期就労は、臨時的職業を多く作り出し、そのため労働条件はどうしてもいいという悪循環を婦人労働にもたらずものとなっている。

### 3・中高年令化する婦人労働者

第3の特徴は、婦人労働者が中高年令化していることである。36年には、女子雇用者の平均年令が26.9才であったものが、41年には28.3才と約1.5才ものびた。また、女子雇用者数に占める割合を年令階層別にみると、30才以上が36年に37.6%であったものが、この5年間に徐々に高くなり、41年には43.1%をしめすまでになった。

こうした動きについては、前述したところであり高令者の入職率が高いこと、さらに加えて、労働者数のなかで第3次産業に従事するものしめる割合が高くなり、過去の女工労働から事務・管理系統へと進出したため、就職年数が延長してきた結果とみていいのではないだろうか。

ここで参考までに、本市における労働人口の増加についてふれてみたい。本市の労働実態についてはくわしくのべる余裕がないが、35年、40年の国

勢調査のなかからひろってみよう。男子労働者は人口ののびとまったく一致しており、35年を100とした場合、40年は140となり、女子は人口ののびが133<対35年比>にたいし、就労人口は140と労働力人口ののびをうわまわっている。この5年間に増加した15才以上人口と就労者数の割合からみると、男子が人口増203,954人に比して、就労者増172,726人で、就労者増が人口増に占める割合は84.7%で、35年当時の15才以上人口に占める就労率83.9%とほとんど変りなく、人口構造が安定しているようにみえる。一方女子は、15才以上人口増162,939人、就労者増69,418人で就労率42.6%をしめし、35年の就労率34.8%を約8%上まわった。

職種別にみると、男女とも農林・漁業従事者が減って、35年比で70%台になっている。その他の職種は順調にのびているが、ただ女子では事務従事者、販売従事者が全体ののび<140%>より上まわり160%台を、管理業務従事者が180%台と高くなっている。こういったところが、本市における現状で、やはり婦人労働者の増加はいちじるしいものがある。

### 4・有配偶女子の進出

婦人労働人口の増加と中高年令化という現象が今日の労働界の現況といえるが、さらに婦人労働については、その婦人が家庭をもっているかどうか。すなわち有配偶者であるかどうかをみる必要がある。ここに第4の特徴として、女子労働者の有配偶者の状況をみてみよう。

非農林業に雇用されている女子についてみると、近年有配偶者の職場進出はめざましく、その比率は年々高まっている。資料が古くなるが、30年の国勢調査においては20%であったものが、39年の労働力調査では、32.9%と女子雇用者の3分の1が有配偶者で、とりわけ38年から39年の1カ年間

において増加した25万におよぶ女子労働者のうち24万は有配偶者であった。

婦人は結婚したならば家庭にはいる、という考え方は、年々改められてきたのであろうか。最近の若年婦人労働者は、できる限り長く働くことを望み、たんに結婚したということは離職の条件ではないようである。こうした「とも働き」人口の増加は第2の特徴でのべた「家庭・育児の問題」による離職と矛盾するようにみえるが、やはりこのあたりに婦人労働のむずかしさ、複雑さというものがうかがえる。

以上女子労働人口層の実態をみたわけであるが、特徴として整理すれば、⑦結婚、育児の年令階層が断層となっていること。④入・離職といった変動がはげしいこと。⑤勤続年数がのびないにもかかわらず、中高年令化してきたこと。⑥有配偶女子労働者がふえてきたこと。これらが、最近の婦人労働の特色としてあげられると同時に、今後とも有配偶女子労働者数は増加するであろうし、また、年令も中高令化はまぬがれないであろう。

### 3 ———— 婦人労働のもたらす問題点

このように数字をおっていくと、婦人の社会への進出、労働界への進出のめざましさがうかがえる。しかしこうした婦人労働の増加にたいして手放しで喜んでいいものだろうか。いなむしろ今日の日本の社会体制のなかでは、喜ぶよりも悲しまなければならぬものが多いのではないだろうか。こういふと、あたかも女性の権利を無視した古い考え方とおしかりを受けるかもしれないが、資本主義体制下にある日本、そして歴史的に男尊女卑の強かった島国根性の強い日本的伝統のなかにある思想、さらには西欧の民主主義を基礎のないままにのみ込んで消化不良をおこしている日本

というものを考えた時、けっしてそれが女性を傷つけるものでなく、これからの成長への課題として理解できるのではないだろうか。

それでは、どういった面にその問題点があらわれているのだろうか、第1には、労働条件の悪化であり、第2には、家庭の崩壊というか、女性自身の精神的、肉体的負担の増、第3には、子供、とくに年少児にたいする問題といったものがあげられよう。

#### 1・女子の賃金は半人前

第1の労働条件の悪化については、さきの厚生白書をもう少し分析してみると、女子の41年における平均賃金は24,867円となっており、このときの男子平均賃金は51,856円であり、女子の賃金は男子の半分以下である。さらに全体的に階級別のバランスをみると、女子労働者の64%は2万円以下の賃金<男子は全体の約11%>であり、3万円以上の賃金をえているものは、全体の約8%<男子は64.3%>と低くなっている。いかに女子労働者が低賃金に泣かされているかをもの語っている。こうした低賃金のもととはといえば、女子は、男子にくらべて規模の小さい事業所で働くものの割合が高いことにある。100人未満規模の事業所に勤務するものが53.6%と、全体の半数以上であり、男女同一賃金をとっている公務員はともかくとして、大企業ではある程度その賃金が保障されても中小企業となるとやはり賃金は低くなってくる。つぎに考えられる低賃金の理由は、雇用形態にある。女子雇用者のうち約15%が臨時および日雇で男子の臨時・日雇が約8%であるのにたいして倍の比率を有し、男子が年々常雇の割合が増えているのに、女子では逆の結果がでていて、臨時・日雇が増えている。

こうした日雇とか臨時というものは、不安定な職種であると同時に、劣悪な労働条件を強いるもの

である。そして、本来の常雇から考えると、これは労働の本筋からはずれるものであり、さげなければならぬことである。といいながらも、パートタイム制が各種の産業にとり入れられようとしていることは、今後の婦人労働問題として、十分検討する必要がある。そして、婦人といえども労働を提供している以上、それにみあう賃金や労働条件を確立していかなければならぬであろう。

## 2・婦人労働と家族は同一平面的権利

第2には、家庭の不在と同時に、女性自身の精神的、体力的な過負担を考えねばならない。婦人労働者が職場で当面する困難性というものはいろいろある。なかでも家事運営と育児への責任、そして労働条件との適応の困難さを指摘されている。労働条件の困難さは家庭の主婦としての位置との関連で生じてくるが、長時間労働ないしは残業の問題である。この問題は社会的な負担や努力のもとに制度的に整備されなければならないことであるかもしれないが、やはり女性に負わされたものとの関連のなかで、相当に困難性をおびてくるものであろう。

家庭内における主婦の役割の重要性については、いまさら論じるまでもないことであるが、家庭における主婦の役目、これが婦人労働とどう結びつくかということである。この問題を解決せずして婦人労働の真の発展はありえないのである。

最近の家庭文化の発達には電気掃除機をつくり、電気冷蔵庫を生み出し、電気洗濯機を創造するにいたり、家庭内の仕事は、器具の力をかりることによってだれでもができるようになってきた。しかし、これは器具の操作を覚えればだれでもが使えるということであって、この器具の開発が主婦の役目をとりのぞいてくれるのとは違っているのである。食事にしてもインスタントでできるようになっている。しかし、これが家庭であろうか。家庭とは

そんなものではないはずである。家庭における仕事といえ、三度の食事の仕度から、対人的なもの、対社会的な接触があり、育児・子供の教育がある。要するに、家庭というもののなかには、機械力では解決できない人間情操の問題が存在している。機械の力はたんに家事の一部の手助けをするにとどまるもので、これによって見出される時間は、今日まで主婦に与えられなかった自分の意思で使える時間が、すこしできた程度である。それが男子と同様に、一日の労働に費消できる範囲のものではない。

どうしても主婦と家庭を完全に切り離すことはできないのである。こうした状況のなかで「婦人の権利であるから」とか「社会のために役立ちたいから」ということで、婦人が働きに出るならば、そこには家庭の崩壊があり、家庭を守ろうとすれば、女性自身に相当の負担がかかり、自らを痛めつける結果となる。そうなると、婦人の働く権利は存在しないことになりそうである。

現在の婦人労働の実態が、真に「働きたい」「社会のために仕事がしたい」ということよりも、経済的によりうるおいたいといったことから婦人が働いていることをしめしている。そうなると、やはり労働権の問題以前に経済的問題の解決が必要となる。

それでも権利としての労働権を主張するならば、それは婦人に与えられた選択の問題と思われる。酒を飲むことも、遊ぶのも、結婚することも、仕事をするのもこまかくいえば権利であるかもしれない。しかしすべての権利を一度に行使することは不可能である。ある一定平面で競合するものなかでは、そのうちのどれを選ぶかという権利が先行し、そこに義務がともなってくるのではないだろうか。婦人の労働と家庭についても同じことがいえないだろうか。

将来、権利としての活動を出張する場合には、労

働を選ぶか、子供や家族を考えるか大きな問題となる。

ただし今日の社会情勢のなかでは、働かねばならないという要素が大きく働いているので、こうした権利論争以前に社会的に救済する方策を考える必要があり、そこに後述する経済的救済や保育所問題が出てくると思われる。

### 3・子供は無視されている

第3には、児童への影響である。母親が外へ出ることによって、被害を受けるのは子供である。親は自分のことを考えるのみで、あとにのこされた子供のことを考えないのではなからうか。この実情を数的にみると、横浜市における鍵ッ子は、社会教育課の調べで43年5月に29,999人の多きにたっし、これは児童生徒の14%の高率をしめし、37年2月の調べより2.2%、約7,000人の増をしめしている。そして、これらの子にたいして、何らかの対策がなされているならば、まだいいとしても何ら保護対策がなされていないものが75%と、その4分の3は完全に放置されている。こうした鍵ッ子は年々増加をしめしている。さらに、この数字はパートタイマー稼働によって、母親が子供の帰宅時に在宅している場合とか、祖父母が在宅する場合は除かれているため、これらの者を入れると20%近くの学童生徒は放置され、家に帰ってもつまらない思いをしいられている。社会施策がなのままに放置される子供達はとうなるのだろうか。未成熟の子らが一人で放任された場合、そこには自己の設計による生活は存在するわけがなく子供達はただ環境に左右されるままである。そして、この結果は、児童相談所の相談件数をいたずらにふやし、年少化させている。こうした状況をみると、児童問題を母親の責任と考えず、社会的原因のみに還元することが正しいものだろうか。いま一度考えなおす必要があるのではないだ

らうか。

鍵ッ子と同様、乳幼児はどうだろうか。最近の住民ニードとしては、乳児<0~3才>の保育委託希望者が多いが、人間の形成は幼児期に、それも3才までにその基礎ができるといわれていることを母親は知っているのだろうか。何もここでスキップ論を持ち出して、主婦は家庭に帰れというのではないが、現在の子供は、親の犠牲になりすぎている。子供の成長、人間の形成のためには親の心の問題が大きく影響してくる。そうしたとき、疲れきって帰る母親は夕食の仕度などに忙しく、子供は邪魔者にされ、どなられる。こうした母親の感情は、どんなに子供の気持を傷つけることか。子供達は親の監護のもとに遊びたいであろう。オヤツをたべたいであろう。しかし、それもできない子供が増えている。子供の権利を無視して婦人の働く権利を主張することは許されず、子供の保護を考える上で労働しなければならぬ。そのために世の大人たちは、もっと真剣に考える必要があろう。

## 4————— 婦人労働にたいする対策

### 1・最低賃金・児童手当制度の確立

以上論じてきたように婦人労働者は、女子労働人口の半数をこえる多きにたっし、さらには家庭をもつ「とも働き」の婦人が多くなっている。こうした婦人労働の増加、そしてとも働きの増加はたんに女性にも働く権利と職業を選択する自由があるためであろうか。いな、それよりも現在の社会体制、資本主義体制がつくり出しているものではないだろうか。女の働きを国家の経済も、家庭の経済も要求しているのではなからうか。資本主義社会は労働人口の不足にあえぎ、低賃金政策のなかに搾取に奔走し、利潤の追求に懸命であって、

個人の生活をかえりみないのである。このようにして、婦人労働の増加が経済的必要から急速に伸びたのである。しからば、こうした国家政策の貧困が婦人労働の増加を招き、そこに問題を起しているならば、その対策の第一としては、国家的救済でなければならないであろう。そして、国家的救済とはなんといっても児童手当制度にみる社会保障制度の確立ではなからうか。世界をみると62カ国もの国がこの制度をとり入れているのに、わが国ではできていない。国民総生産が世界第3位といわれながら、勤労者の所得は低く、生産の結果が国民に還元されずに、資本家に集中している。わが国の制度を改め、生産に貢献している労働者に、その利潤をわけ与え、国民一人一人のレベルアップをはかることが必要ではなからうか。そして児童手当のみならず家族手当制度や名目だけの最低賃金制を実質的に確立する必要がある。こうして生活の保障がなされて、なお婦人労働者が増加するならば、これは婦人が社会活動にエネルギーをつかい、自ら社会進歩に貢献できるという積極的意味で婦人労働が考えられるし、ここではじめて権利としての婦人労働を論ずることができる。そして、ここでの家庭や児童問題は、社会的なものより、個人にその責を負わすことができる。婦人労働そのもの以前に、経済的保障を確立することが先決である。

## 2・保育所制度の再検討を

さきにも述べたが、婦人労働によって最大の被害を受けているのは子供である。母親は朝起きると勤めに出てしまい、夕方にならなければ帰ってこない。この間、小さな子供は保育所に預けられるか、知人や親戚に預けられるかする。整備された保育所に預ってもらえる子供はまだましとしても知人等の所を転々として預けられる子供はまった

くかわいそうである。現在の横浜市における保育可能定員は約6,200人で、これは5才以下の児童約195,000人にたいして3%の収容力で、たとえ厚生省のいう要保育児童約12,000人をとっても、50%の収容力にしかならない。これは今後横浜市が6カ所ずつ保育所を増設していったとしても、人口増加を考えると、いまとその収容率はかわらず、ただ絶対数が多くなるのみである。

しからば、保育所というものは、公立で設置しなければならないものなのかどうか、もちろん、横浜市の現状としては、まだまだ絶対数が少く、公立で建設する必要がある。しかし、このことと別にこのへんで今一度保育所問題について考えなおす必要もあるのではなからうか。

### (1)保育所は幼稚園ではない

昨今の保育所は幼稚園と混同されている傾向が強く、その差を母親達にきくと、保育所は貧困者がいくところとか、長い時間預かってもらえるところという。要するに、保育所のとり方はまちまちで児童福祉法の立場、経済的立場、教育的立場、婦人労働的立場といろいろあるが、なかでも教育的立場で考えるものが比較的多い。たしかに今日の社会情勢の中では、幼児教育の必要性は各方面で認められてきており、保育所もその発端である託児所から脱皮して、教育機関の一部として存在せねばならないようになってきている。こうした情勢を否定するものではないが、幼児教育を保育所にゆだねることには疑問がある。幼児教育は社会の責任と家庭の責任とに二分されるもので、それを保育所というものに一日中預けることは、幼児の発育のためにはマイナスとなるものでしかない。たとえば小学校の低学年の教育時間をみても然りである。

教育目的のために私立幼稚園が少ないためとか、月謝が高いため、母親は無理に内職をしたりして、子供を保育所に措置している傾向がある。や



はり保育所は、本来の方向へもどすべきである。こうした一時的利便法にたいしてはどんどん措置変更すべしといたい。そして、私立幼稚園の横暴があるとすれば、また絶対数が不足するものであれば、公立幼稚園を建設していかねばならないであろう。

### (2)保育所入所に経済制限を

現在の保育所入所は、母親の就労状況でその措置を決定している。第1に家庭外労働、第2に内職そして家庭の事情<病人・出産など>というものが考えられており、母親が家庭外労働をしておれば、その家庭の収入が年間400万でも、500万でも優先的に措置されるのに反して、たとえ3,000円や5,000円の内職でも生活費として働かなければならない家庭では、内職となると母親が家にいるということで条件が悪くなり、さらには子供が多いとか、近所の環境が悪く危険であるためにどうしてもという場合でも、こうしたときはほとんど措置してもらえないのが現状である。児童福祉法のもとに運営される保育所については、児童の立場で考えるべきと思う。そして、この場合に経済的要素も充分考えなければならない。要するに、現在の措置理由のほかに、その家庭の経済制限をつけるべきである。また措置費についても、現在の源泉票による税額などは2年前の収入であるから、こんなものはやめて、現時点での給与で考える方が適確であると思われる。

### (3)企業も保育所づくりを

婦人労働力が資本の利潤追求のためにかり出されているということについて、さきにのべたが、そのしわよせが児童にきているとなると、責任は企業側にもあるといえる。

今日あらゆる方面で受益者負担という考え方が問題とされている。本市では本年9月に宅地開発要綱なるものを発表して、宅地開発者による公共・公益用地の提供を義務づけた。すなわち、今日の

ように土地取得が困難のときに宅地開発により人口が急増し、学校が必要、道路も、公園もということになると、やはり、開発者がその責を負わないことには、住民の健康で住みよい都市はできないのである。これと同様に婦人労働の結果、保育所が必要となるならば、その原因をつくっている資本側がその体制をつくるべきではないだろうか。すなわち、何人以上の婦人労働者を有する企業は保育所を作らなければならないと規定する。この長所についてはいろいろあるが、それは次の機会に論述するとして、ここでは、この様にして子供を守るべきであることを主張するにとどめたい。

そして、この場合に自治体のはたすべき役割は、その指導・監督である。ここに作られる保育所がたんなる託児所であったり、法的基準を下回るもので、児童の福祉に害するものであったりすることのないように監督していくことが、自治体の任務であると思われる。現在でも保育所をもつ企業も出てきているので不可能なことではない。どんどんこうしたことは行なうべきである。

### 3・鍵ッ子へ学童保育を

いまのべてきた児童は、その対象年齢が0才から5才までのいわゆる保育園、幼稚園までの学令前児童であって、これからのべるのは就学児童についての問題である。

鍵ッ子対策は、保育所以上に何も施策がほどこされていないし、また年令的にも高いことから問題となる。こうした子らにたいする抜本的対策となるとなかなかむずかしいが、とりあえず学童保育をやらねばならないのではなからうか。横浜市では、こうした年令層を対象として、地域青少年図書館や青少年の家をつくってきたが、この活用が十分なされていない。現在では管理人をおく程度であり、一部の青少年の家に指導員をおいている

ようだが、これら施設全体に児童指導員を配するなどして、これら建物の一室を家庭的に活用していく必要がある。また、同じ学童保育にしても、民生関係の施設のみでなく、学校施設の今日以上の利用を考え教育行政と民生行政とが一体となって問題解決をはかるべきであろう。

#### 4・母親の自覚と認識

母親のみならず、父親もふくめて世の人々はあまりに利己主義であって、周囲をかえりみない傾向があり、婦人労働のなかにある児童問題の一つもそこにあると思われる。もちろん、これは母親のみならず、父親にも責任あることだが、あまりにも自己本位すぎるのではなからうか。保育所問題にしても然りで、大人は自分たちの尺度から物を考え、子供もこうであると判断してかかる。そこには子供にあたえられた自由も権利もない。保育問題でも子供は不在なのである。子供たちは、親の見えるところで遊んでいたいであろうし、親にしかられないであろう。しかし、大人はもっともらしい理由をつけて、自分のペースにまきこむ。それでは子供が窒息してしまう。また、規格品の人間しかできない。もっともっと子供の心を大事にしてやるべきだし、またそのためには、大人はもっと認識をあらたにしていかねばならないと思われる。

#### 5———おわりに

以上婦人労働の実態から問題点、対策というものを論じてみたが、なんといっても婦人と家庭、婦人と子供という問題は理論的に解決できるものではない。ただここで考えられることは、現状のなかでどうするか、どうすることが最善なのかということになってしまう。最低賃金制の確立、児童手

当制度の創設といった賃金体系の改善、そして婦人の労働条件の高度なまでの改善、たとえば婦人の労働時間を労働賃金等の条件を悪化させることなく、保育可能なまでに短縮するとか、産休制度を現行以上に延長し、その間の賃金をある程度保障する<西日本鉄道バスで産前22週間につき70%賃金制をとっている>とか、出産及び育児の間はある一定の休職を認めるとかして、婦人が働きやすいようにすることである。しかし、こうした制度的改革は今日、明日にできるものではなく、将来への運動としては価値があるが現実的には役立たない。現実問題としては、婦人は経済を中心に考えて社会へ出ていくし、そこには子供が放置される。そのためには、社会施設の充実が必要であり赤ちゃんホームの建設、保育所の設置、学童保育所の設置などが必要となる。しかし、こうした現実の施設建設については、用地取得の困難、地方財政の窮迫化などの問題がある。これをどう解決し、どう児童を守るかは自治体ならびに住民に課せられた大きな課題であろう。この課題を解決するためには、自治体のみならず責任を転嫁することなく、住民自らが問題意識のうえにたって、改善していかなければならないであろう。

家庭の平和と、子供のしあわせのために、各人のエゴイズムをすてて、全社会的におたがいが理解し、調整しあいながら、誰れでも住みたくなる街をつくっていく必要があると思う。

<企画調整室調整課>